

## ばい煙発生施設等実態調査記入上の留意事項

### ばい煙発生施設等実態調査について

はじめに

この調査は、大気汚染防止法に定める「ばい煙発生施設」等を設置する工場・事業場における大気汚染物質の排出実態を正確に把握することにより、今後の大気汚染の予測及び基準に関する施策のための基礎資料を得ることを目的とするもので、山口県環境生活部環境政策課が行うものです。

次の記入要領に従ってご回答くださるようお願いいたします。

なお、記入は既存資料によっていただくこととしていますので、この調査の目的だけのために特に新たに測定していただく必要はありません。

また、回答いただいた個別の調査票の内容は外部に発表することはいたしません。

ただし、大気汚染物質の排出実態を正確に把握することにより、今後の公害健康被害補償制度を円滑に運営するための基礎資料を得る目的で環境省が実施する調査票に、この内容を転記させていただきますのでご了解ください。

#### 記

調査対象期間 令和7年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）の実績

- 調査対象施設
1. 大気汚染防止法第2条第2項に規定する「ばい煙発生施設」（電気事業法、ガス事業法及び鉱山保安法の施設含む）
  2. 山口県公害防止条例第2条第9項に規定する「ばい煙に係る特定施設」
  3. その他のばい煙（SO<sub>x</sub>、NO<sub>x</sub>、ばいじん等をいう。以下同じ）を発生し排出する施設

（注）上記の施設のうち予備施設又は休止施設であっても対象となります。

#### 調査票の記入要領

この調査票はコンピューターで集計するため、数字、ローマ字、ひらがな、カタカナ、漢字、記号は各項目の記入要領に従いマス目の中に記入してください。

この調査票は、AとBからなっており、Aには工場・事業場全体についての事項を、Bには1施設ごとについての事項を記入することとなっています。

また、記入にあたっては別添の事項に留意してください。

## 調査票Bの燃原料使用量の単位について

燃原料使用量の記入に当たっては、下記に注意してください

関係項目	項目番号	内容
	57	令和7年(2025)年度(実績)前期(4月～11月)における燃原料使用量
	58	令和7年(2025)年度(実績)後期(12月～3月)における燃原料使用量
	59	令和7年(2025)年度(実績)合計
	60	令和8年(2026)年度(計画)年度間燃原料使用量
	61	令和9年(2027)年度(計画)年度間燃原料使用量
単位について	<p>調査票においては、</p> <p>「液体[kL], 気体[103 Nm<sup>3</sup>], 固体[t], 電気[103 kWh]</p> <p>となっておりますが実際は、</p> <p>「液体[kL], 気体[10<sup>3</sup> Nm<sup>3</sup>], 固体[t], 電気[10<sup>3</sup> kWh]</p> <p>です。</p> <p>※過去の報告で液体を「L(リットル)」, 固体を「kg(キログラム)」単位で記入していた事例がありましたので注意してください。</p>	

### 参考 燃原料種別及び単位一覧表

種別コード	液体	種別コード	固体	種別コード	気体	種別コード	電気		
11	A 重油	21	一般炭	31	都市ガス	61	電気		
12	B 重油	22	コークス	32	コークス炉ガス				
13	C 重油	23	木材	33	高炉ガス				
14	軽油	24	木炭	36	転炉ガス				
15	灯油	25	その他固体燃料	37	製油所オフガス				
16	原油	41	鉄・鉄鉱石	38	その他気体燃料				
		42	硫化鉱						
18	ナフサ	43	非鉄金属鉱石						
19	その他液体燃料	44	原料炭						
		45	原料コークス						
		46	その他原料						
		51	パルプ廃液						
		53	一般廃棄物						
		54	産業廃棄物						
		34	LNG						
		35	LPG						
単位 02 (kL)		単位 04 (t)		単位 06 (10 <sup>3</sup> Nm <sup>3</sup> )				単位 08 (10 <sup>3</sup> kWh)	